

## (2)都市公園

公園や緑地は、市民の憩いとレクリエーションの場として大切な役割を果たしています。

また、災害時の避難や救援活動の場所としての機能を持ち、公害・災害などの都市防災空間として、安全で快適な都市生活を営むうえで、欠かすことのできない施設です。

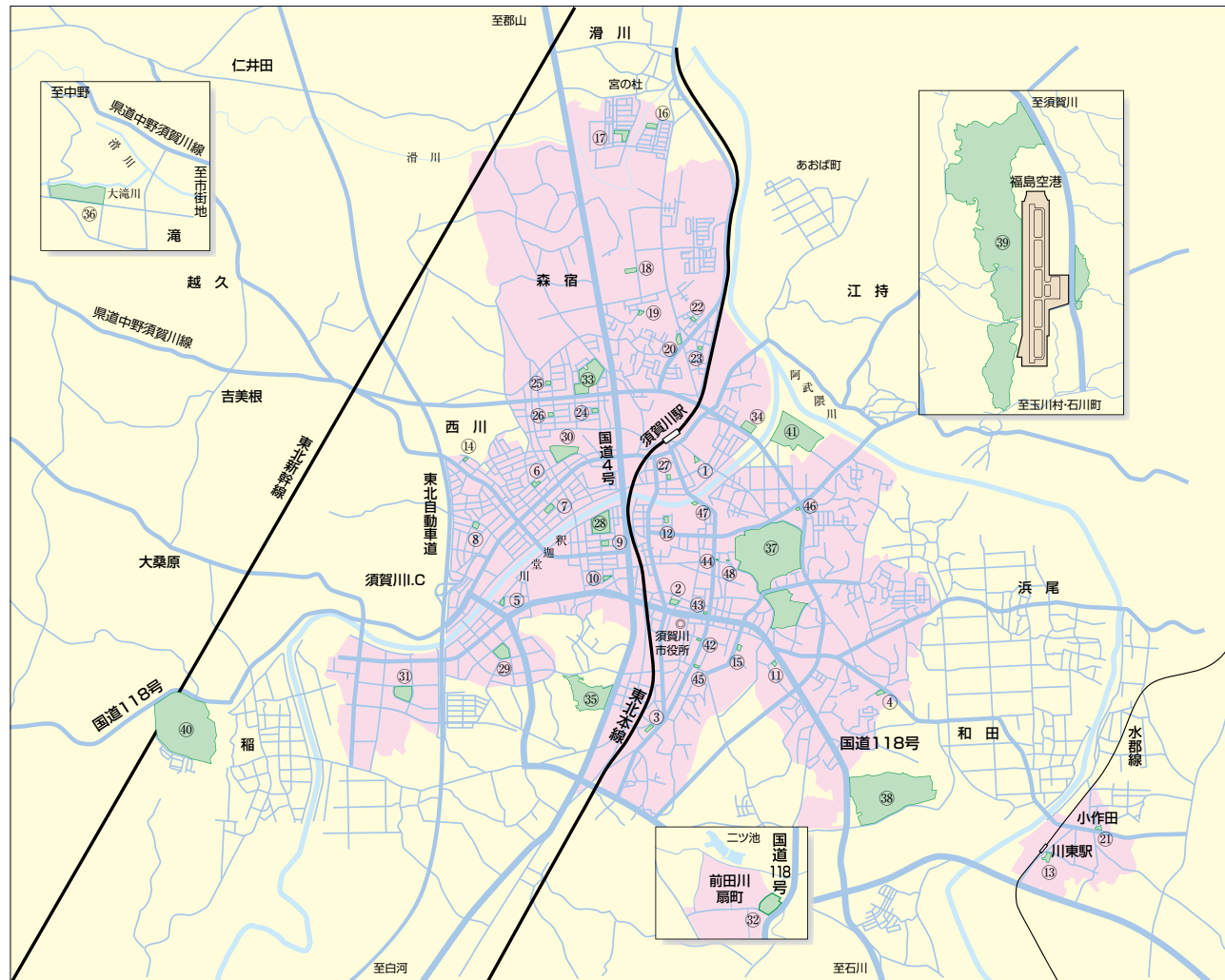
本市の都市公園は、1959（昭和43）年の総合公園の翠ヶ丘公園が計画決定されたのが最初で、2005（平成17）年の合併により特定地区公園である大滝川公園が加わり、現在39公園（計画決定しているのは21公園）が設置されています。さらに、今後整備される近隣公園の山寺池公園が加わり、計40公園になります。

そのほか、運動場として釈迦堂川河畔多目的広場（市民スポーツ広場）や、市街地の回遊性及び地域コミュニティ確保のため、軒の栗庭園などのポケットパークが7箇所設置されています。

### ●都市公園等の種類

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として、街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準としています。
	近隣公園	主として、近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準としています。
	地区公園	主として、徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準としています。
	特定地区公園（カントリーパーク）	都市計画区域外の一定の町村における農山漁村の生活環境の改善を目標とする公園で面積4haを標準としています。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準としています。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準としています。
大規模公園	広域公園	地方生活圏等、主として一つの市町村を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とし面積50ha以上を標準としています。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏から発生する広域のレクリエーション需要を充足することを目的とし、全体規模面積1,000haを標準としています。
国営公園		主として一つの都府県を超えるような場合や国家的な記念事業として国が設置する公園で面積300ha以上を標準としています。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置します。
	緩衝緑地	大気汚染や騒音等の公害と火災等の災害から住居地域や商業地域を分離遮断することを目的とします。
	都市緑地	主として、都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられる緑地です。
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保を目的としています。

### ●須賀川公園マップ



## ●都市公園の概要

種別	番号	名称	面積 (ha)	供用面積 (ha)	整備率 (%)	最終計画決定年月日	告示番号	
街区公園	2.2.201	①塚田公園	0.21	0.21	100.0	平 7.12.13	須賀川市告示第123号	
	2.2.202	②加治町公園	0.26	0.26	100.0	平13.3.1	〃 第15号	
	2.2.203	③並木公園	0.23	0.23	100.0	昭48.4.28	〃 第17号	
	2.2.204	④和田池公園	0.26	0.26	100.0	昭48.4.28	〃 第17号	
	2.2.205	⑤堀底公園	0.22	0.22	100.0	昭59.7.20	〃 第34号	
	2.2.206	⑥西ノ内公園	0.24	0.24	100.0	昭59.7.20	〃 第34号	
	2.2.207	⑦岡東公園	0.45	0.45	100.0	昭59.7.20	〃 第34号	
	2.2.208	⑧新屋敷公園	0.26	0.26	100.0	昭59.7.20	〃 第34号	
	2.2.209	⑨川原公園	0.26	0.26	100.0	昭59.7.20	〃 第34号	
	2.2.210	⑩丸田公園	0.21	0.21	100.0	昭59.7.20	〃 第34号	
	2.2.211	⑪南上町公園	0.11	0.11	100.0	昭51.7.8	〃 第25号	
	2.2.212	⑫長祿町公園	0.16	0.16	100.0	昭54.1.10	〃 第1号	
	2.2.213	⑬小作田公園	0.30	0.30	100.0	昭56.12.16	〃 第72号	
	2.2.214	⑭西田公園	0.11	0.11	100.0	昭61.3.7	〃 第14号	
	—	—	⑮旭町公園	0.18	0.18	100.0	—	—
	—	—	⑯滑川東公園	0.37	0.37	100.0	—	—
	—	—	⑰宮の杜公園	0.69	0.69	100.0	—	—
	—	—	⑱御膳田公園	0.53	0.53	100.0	—	—
	—	—	⑲御膳田南公園	0.10	0.10	100.0	—	—
	—	—	⑳茶屋池公園	0.21	0.21	100.0	—	—
	—	—	㉑ふれあいパーク小作田	0.19	0.19	100.0	—	—
	—	—	㉒膳棚公園	0.14	0.14	100.0	—	—
	—	—	㉓下宿町公園	0.24	0.24	100.0	—	—
	—	—	㉔山寺公園	0.24	0.24	100.0	—	—
	—	—	㉕北山寺公園	0.25	0.25	100.0	—	—
	—	—	㉖西山寺公園	0.25	0.25	100.0	—	—
	—	—	㉗栄町公園	0.30	0.30	100.0	—	—
近隣公園	3.3.201	㉘西川中央公園	2.50	2.50	100.0	昭59.7.20	福島県告示第991号	
	3.3.202	㉙影沼公園	1.20	1.20	100.0	昭59.7.20	〃 第991号	
	—	㉚米山寺公園	1.77	1.77	100.0	—	—	
	—	㉛横山公園	1.50	1.50	100.0	—	—	
	—	㉜前田川扇町公園	1.60	1.60	100.0	—	—	
	3.3.203	㉝山寺池公園	3.80	—	—	平22.3.11	須賀川市告示第21号	
	—	㉞中宿公園	0.73	0.73	100.0	—	—	
地区公園	—	㉟旭ヶ岡公園	4.50	4.50	100.0	—	—	
特定地区公園	—	㊱大滝川公園	1.43	1.43	100.0	—	—	
総合公園	5.5.201	㊲翠ヶ丘公園	29.90	28.34	94.8	昭48.4.17	福島県告示第336号	
運動公園	6.5.201	㊳牡丹台公園	18.10	18.10	100.0	昭48.4.17	〃 第336号	
広域公園	9.7.1	㊴福島空港公園	328.60	52.09	15.85	平 6.12.6	〃 第1134号	
墓園	201	㊵須賀川墓地公園	23.20	13.92	60.0	昭56.12.15	〃 第1885号	
運動場	2	㊶釈迦堂川河畔多目的広場	7.30	6.85	93.8	平 4.11.24	須賀川市告示第115号	
ポケットパーク	—	㊷軒の栗庭園	0.02	0.02	100.0	—	—	
	—	㊸本町ポケットパーク	0.02	0.02	100.0	—	—	
	—	㊹宮の辻	0.01	0.01	100.0	—	—	
	—	㊺大町よってけ広場	0.03	0.03	100.0	—	—	
	—	㊻芦田塚ポケットパーク	0.02	0.02	100.0	—	—	
	—	㊼北町あじさい公園	0.02	0.02	100.0	—	—	
	—	㊽多代の宙	0.11	0.11	100.0	—	—	
合計		(48箇所)	433.33	142.54				

(注) ㊴福島空港公園は本市(170.50ha)と玉川村(158.10ha)にまたがって設置されている。

## (3)汚物処理場

し尿処理は、快適な生活環境を維持するため、公共下水道の整備と共に重要な施設です。本市では、1987（昭和62）年に須賀川地方衛生センター汚物処理場の計画決定を行い、1996（平成8）年2月、新施設に更新しました。

### ●汚物処理場の概要

名称	面積	処理能力	計画決定年月日	告示番号
須賀川地方衛生センター 汚物処理場	13,700㎡	97kcal/日	昭62.8.18	須賀川市告示第33号

## (4)ごみ焼却場

生活水準の向上や生活様式の変化に伴い、ごみの排出量は年々増加しています。これに対応するため、1987（昭和62）年に須賀川地方衛生センターごみ焼却場の計画決定を行い、1990（平成2）年3月に完成しました。

### ●ごみ焼却場の概要

名称	面積	処理能力	計画決定年月日	告示番号
須賀川地方衛生センター ごみ焼却場	10,400㎡	100t/日	昭62.8.18	須賀川市告示第32号

## (5)自転車駐車場

自転車を利用した通勤、通学、買物などは年々増加傾向にあります。須賀川駅周辺の交通環境の改善を目指し、秩序ある自転車利用の促進と都市交通の円滑化を図るため、1991（平成3）年に須賀川駅前自転車駐車場の計画決定を行い、1993（平成5）年に完成し、通勤、通学者などに利用されています。

### ●自転車駐車場の概要

名称	面積	構造	台数	計画決定年月日	告示番号
須賀川駅前自転車駐車場	630㎡	地上2層	880台	平3.11.1	須賀川市告示第90号

(6)下水道

公共下水道は、人間が生活や生産活動において汚した水（汚水）を、きれいにして自然に帰す施設です。私たちは長い間、汚水を河川等へ直接流し続けてきました。その結果、公共用水域の水質汚濁、そして水環境の悪化を招いてしまいました。

公共用水域の環境保護・保全のためには、公共下水道は欠かすことのできない施設です。その整備は急がなければならないものであり、河川等の流域の沿線自治体が協力して下水道を整備することにより、その効果は大きく現われることになります。これが流域下水道事業であり、本市公共下水道は、県策定の阿武隈川流域別下水道整備総合計画に基づく、阿武隈川上流域下水道（県中処理区）の関連公共下水道として整備を進めています。

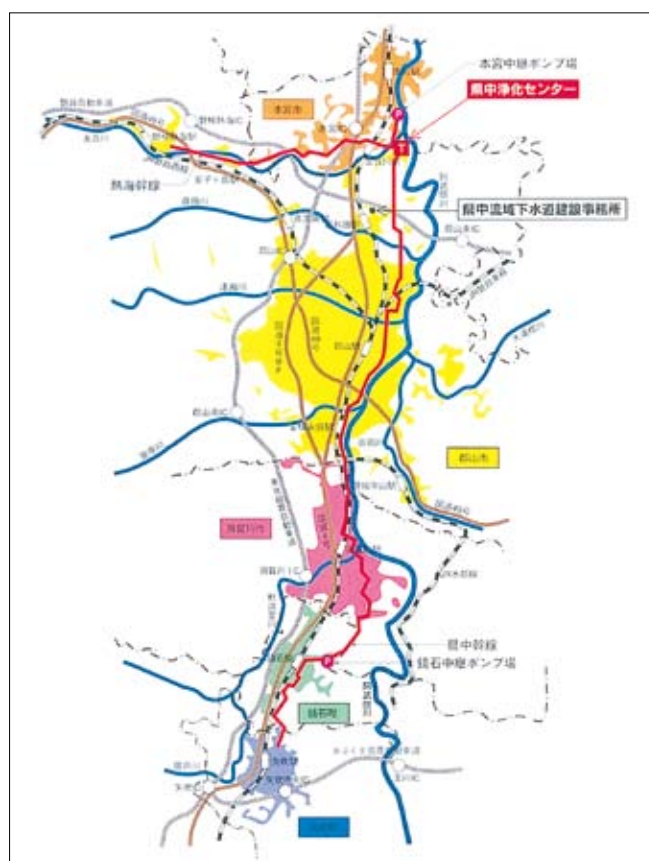
同流域下水道は図のとおり、関連3市2町を県中幹線等で接続されており、整備は県により施工されました。事業認可等の計画は下記のとおりです。

なお、公共下水道は、汚水を処理するだけでなく、雨水を排除し、低地の浸水や滞水を防ぎ、都市環境を改善する役割も担っています。

●県中処理区事業計画の内容

		全 体 計 画	事 業 計 画
関 連 市 町 村		郡山市、須賀川市、本宮市、鏡石町、矢吹町	郡山市、須賀川市、本宮市、鏡石町、矢吹町
計 画 事 業 期 間		昭和51年度～	昭和51年度～平成22年度
計 画 処 理 面 積 (ha)		11,092	7,980
計 画 処 理 人 口 (人)		378,450	297,370
日 最 大 処 理 水 量 (m <sup>3</sup> /日)		229,410	167,753
排 除 方 式		分流式	分流式
処 理 方 式		標準活性汚泥法	標準活性汚泥法
放 流 先		阿武隈川（B-イ）	阿武隈川（B-イ）
管 渠	県中幹線	○3500～○7000mm 37.0km	○3500～○7000mm 37.0km
	本宮幹線	○1600～○4000mm 2.2km	○1600～○4000mm 2.2km
	熱海幹線	○700～○5000mm 11.3km	○700～○5000mm 11.3km
	計	50.5km	50.5km
ポ ン プ 場		本宮ポンプ場、鏡石ポンプ場	本宮ポンプ場、鏡石ポンプ場
処 理 場	名 称	県 中 浄 化 セ ン タ ー	
	所 在 地	郡 山 市 日 和 田 町 高 倉 地 内	
	敷 地 面 積	53ha	
水 質		流入水質BOD 230mg/ℓ、放流水質BOD 20mg/ℓ、流入水質SS 180mg/ℓ、放流水質SS 20mg/ℓ	

●阿武隈川上流流域下水道事業県中処理区概略図



●全体計画

処理区分名	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日・ℓ)
第1処理区分	923.0	26,695	15,009
第2処理区分	348.9	12,050	6,817
第3処理区分	349.0	3,844	3,101
第4処理区分	172.0	4,301	2,303
計	1,792.9	46,890	27,230

●事業認可計画

処理区分名	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日・ℓ)
第1処理区分	622.3	19,953	10,428
第2処理区分	337.0	11,387	6,017
第3処理区分	100.3	1,330	755
第4処理区分	0.0	0	0
計	1,059.6	32,670	17,200

《須賀川市公共下水道》

本市では、流域関連公共下水道の全体処理区域として、1,792.9haを計画しています。このうち、都市計画決定した約1,465haの中で、1,059.6haの事業認可を受け、第二期後期計画として、事業を展開しております。

1976（昭和51）年に事業に着手し、1992（平成4）年10月に供用を開始してから、2008（平成20）年度末で、約810haが供用開始区域となっています。

都市計画決定	初 回	昭和51年3月31日（須賀川市告示第 8 号）
	最 終	平成13年4月10日（須賀川市告示第 36 号）
事業認可（下水道法）	初 回	昭和51年9月17日（福島県指令都第692号）
	最 終	平成17年6月28日（福島県指令都第621号）
事業認可（都市計画法）	初 回	昭和51年12月10日（福島県告示第1539号）
	最 終	平成17年6月28日（福島県指令都第276号）

●須賀川市公共下水道事業計画図

